

# 近世後期庄内藩の預地支配（中）

本間 勝喜

近世後期における庄内・由利幕領に対する庄内藩の預地支配に関して、前回に引き続き、本稿では預地支配の更進や支配高の変遷、預地役所の年々の主な業務である年中定式、及び預地の支配のもつとも重要な問題である年貢について、定免法を中心とした徵租法とそれとの関連での年貢高の推移等について述べている。合せてこの時期の預地支配については原則として幕府勘定所の指示や承認のもとに行われていたことを記したものである。

## 三、預地の継続

明和六年（一七六九）四月に、庄内藩に庄内・由利幕領の預地支配が許されたが、前出の預地を許可する旨の幕府の申渡には、年季の記載はない。また庄内藩の方の関係文書にも預地の年季について記したものはない。その点からいって、前述のようにその当時の藩主酒井忠徳の代は無年限の預地であつたと考えられる。

ところで、庄内藩の支藩松山藩々主酒井石見守忠休が長らく幕府若年寄を勤めたことから、それを賞されて安永八年（一七七九）に上野国で五千石の加増をされたうえ、松山（現松山町松嶺）に築城を許された。そのため城池として潰地となる高一六〇余石の替地として預地のうち余目領の田谷村一村と大野村（どちらも現余目町）の一部が与えられるこ

とになつた。<sup>①</sup> 次いで、工事の人夫徵發の便宜のため、天明四年（一七八四）九月に、余目領などの庄内幕領六千石と松山藩左沢領六千石の領地交換が行われた。<sup>②</sup> 実際に交換となつた高は七二五六石一斗余にのぼつた。<sup>③</sup> その結果、数年のことながら預地高は二万一五〇〇石台に減じたのである。

そして築城工事が終わると、一時松山藩領となつていた右の村々は幕領に戻るが、そのことは直ちに庄内藩の預地に復帰することを意味しなかつた。そのため、天明八年（一七八八）八月に庄内藩ではそれらの村々を再び預地に戻してくれるよう願出た。その願書に添える形で、同九月付で江戸留守居今泉十兵衛の名前で幕府に提出された「口上之覚」<sup>④</sup>があるので一部示してみよう。出願の理由が簡単に述べられているからである。

：明和六丑年御預所ニ被仰付候ニ高武万九千石余ニ御座候処、余目領者酒井石見守殿領分相成候、當時御預所之儀者武万石余ニ相成、年々金三百両宛引足<sup>〔金出〕</sup>口仕相勤申候、併右場所之儀者初発奉願御預所仕候事故、曾而引足金之儀申立候意味二者無之、畢竟永久相勤申度存寄御座候故、高不足ニ而者引足茂仕候義与役人共常々相願居候、領分統越後国岩船郡辺ニ而御預所増地被仰付候得者、引足之所も減少仕候様申上候：

預地高が二万石余に減じたことから、預地支配の経費に向けられる口米も大幅に減じたことから、庄内藩では年々金三百両をも引足す必要があるとして、できれば以前寛延二年（一七四九）までのように越後国岩船郡あたりの幕領を預地に加えてほしいと述べている。このように岩船幕領のことなどを持ち出しているが、もちろん本音は余目領などを預地に戻してほしいということであろう。

右のような庄内藩の出願の結果、天明八年（一七八八）九月十七日に余目領などを再び預地に加えることが許された。それにもない、

一、九月廿一日御勘定所へ御預地御役人二口口、先達而御願被成候<sup>〔松山藩〕</sup>大学頭様上ヶ地余目領高七千武百五拾六石余郷村高帳御渡有之<sup>⑤</sup>

というように、九月二十一日に預地役人に勘定所より七二五六石余の分の郷村高帳が引渡されたのである。これにより、庄内藩の預地は再び庄内・由利幕領全体に及び、預地高は一万八九〇〇石余になつたのである。

さて、庄内藩では文化二年（一八〇五）九月に、酒井忠徳から二子酒井忠器に藩主が交代した。<sup>〔忠徳〕</sup>その際、慣例により預地の継続について幕府に次のように伺い出た。<sup>〔忠器〕</sup>

出羽国田川郡・飽海郡・由利郡之内高二万八千九百口<sup>〔合〕</sup>拾二石余、同氏左衛門尉御預所御座候、只今迄之通相心得可申哉奉伺候

九月二十七日 酒井摶津守（忠器）

十一月十二日になり、右の伺書に対する付札の形で預地の継続の許可が申渡された。ところが、

御付札<sup>〔忠器〕</sup>

來已年迄口<sup>〔合〕</sup>ケ年之間、是迄之通御預被成候

というように、許されたものの、文化二丑年（一八〇五）より同六日年までの五力年季という年季付の預地となつた。「格別之訳合」のある預地以外はすべて年季預地とするという幕府の寛政元年五月令の適用を受けたものであつた。<sup>〔忠徳〕</sup>

当然ながら、文化六年に年季明となつたので、庄内藩で幕府に伺い出たところ、これまで通りの預地とすることが命じられた。<sup>〔忠器〕</sup>つまり、引続き五力年季の預地とするということであつた。それに対し次のように庄内藩では改めて、

此段猶又以別紙奉伺候、右御預所者領分入交之場所、殊ニ大山領・余目領之儀者旧領之事ニも候へ者、旁以年限有之候而者万事仕置等茂行届兼、取<sup>〔忠器〕</sup>ベリニ茂差障候間、何卒厚御評議を以、同氏左衛門尉節之通<sup>〔合〕</sup>御預被仰付被下候得者難有仕合奉存候、左候得者御料者勿論領分取べり等之儀猶又無油断可申付候、此段奉内願候様何<sup>〔合〕</sup>可然様御考合之積奉願候以上

十月

と、年季付の預地では幕領の支配が十分に行き届かないとして、前藩主の代と同様に無年限の預地にしてほしいと内々の形で願出たのであつた。その結果、翌月十一月十三日になつて無年限預地が許可されたのである。<sup>(12)</sup>

そして、文化十一年（一八一四）三月に至たり、庄内藩は預地の私領同様取扱いの願いをした。<sup>(13)</sup> 許可となつて、翌文化十二年十二月に私領同様預地とされた。<sup>(14)</sup> それより天保十三年（一八四二）五月まで二十七力年私領同様預地が継続されるのである。

## 四、年中定式

預地役所の年々の業務予定が「年中定式」である。「御預地向手扣」に記載があり、甚だ簡単な内容であるが、一応紹介しておきたい。

正月には、まず五日が年番名主の礼日となつていた。当時庄内・由利幕領には惣代名主三名のほか、各組合村の代表である年番名主十名程度がいた。おそらく、彼らは前日四日のうちに城下鶴ヶ岡に出て来て、預地郷宿に一泊し、翌朝預地役所に揃つて出頭し、預地主役、元べ、代官等に新年の挨拶をしたのである。十一日が預地役所の御用始めたたようで、預地役人たちは袴で出勤したのである。この日に江戸や大坂への年貢米の廻米業務のため、江戸や大坂、そして酒田に出張する役人が指名される。同様に出役している名主たちを指揮し監督するためであつた。同時に、前年の皆勤役人に対し褒美が与えられた。褒美を与えられた者は預地主役、元べ、代官のところを御礼に廻ることになつていた。二月には、三カ村より届けられた前月正月分の米錢相場書を江戸に送る。三カ村とは、大山領大山村（現鶴岡市）、余目領町村（現余目町）、丸岡領千河原村（同前）に定まつていた。正月、四月分など年に数度米錢相場書を提出させたので

ある。また、預地村々より翌三月に納入される年貢金について二月中に廻状を出すことになつてゐた。なお、年貢金の場合、九月、十一月、翌三月、同四月、同五月、同六月の六度に分けて納入することになる。年番名主が各組村々より年貢金を取立て預地郷宿に持ち寄り、それより預地役所に上納したようである。前述したように増川組谷地館村（現羽黒町）の名主吉右衛門が各村より集めた年貢金を持って郷宿に行く途中で殺害されたのであり、懷中の年貢金が狙われたのである。廻米を行うにあたり、手本米を毎年二月頃より村ごとに上、中、下の三段階に分けて提出させ、預地役所で改めたうえで江戸に送ることになつてゐた。御藏納入にあたつての年貢米検査の参考になるものである。

三月には、前年分の預地村々ごとの本途物成、小物成、冥加・運上金を記した郷帳を幕府勘定所に提出するため江戸に送られる。また翌四月に預地村々より上納される予定の年貢金についての廻状を出すことになつてゐた。「年中定式」には記載がないが、預地村々より人別帳を三月中に提出させることになつてゐた。

四月には、正月分と同様に三カ村の米錢相場書を江戸に送る。また翌月五月に上納される予定の年貢金について預地村々に廻状を出すことになる。なお、「年中定式」には記載がないが、四月中頃には年貢米廻米業務の一環として酒田出役を命じられた納方手代が同地に出張したはずである。五月末頃までは滞在したものか。同時に村々より年貢米が酒田

表4 預地役所の「年中定式」

1月	5日	年番名主礼日
	11日	御用初上下 江戸大坂酒田出役遠近被仰渡候事 前年皆勤之御褒美被下置候
2月		三ヶ村より米錢相場書正月之分、江戸為登候事
		三月上納金廻状出候事
3月		郷帳為御登
		四月上納金廻状出候事
4月		三ヶ村米錢相場書江戸江為登候事
		五月上納廻状差出候事
5月		六月上納廻状差出候事
		諸上納皆済御役人中名主御逢被成候
6月		御手擬金之事
		皆済金為御登之事
7月		檢見出郷
		人別帳為御登
8月		大積帳同断
		御取箇帳為御登
10月	28、29日頃	最上江小飛脚立
		御雜用金御勘定
11月		御廻米伺書為御登
		御用納繼肩衣
12月	25日	江戸・上方等出役遠近書出ス

注 「御預地向手扣」による。

湊に向けて川下げされる。

五月には、毎年二十八日に預地役人や年番名主らが金峯山（現鶴岡市）に登り豊作を祈願した。希望する百姓たちも参加できた。例えば、安永八年（一七七九）の場合も川端（預地）役所は五月付で預地郷宿兼御用達柏倉久右衛門を通じて次のような廻状を預地年番名主あてに出した。<sup>15)</sup>

御預地三郡村々為五穀成就安全、当月二十六日より同二十八日迄金峯山ニおるて二夜三日御祈祷致候ニ付信人族男女ニ限らず致参詣不苦之旨村々江其元より御申通可被成候 以上

亥五月 川端役所

当番印

「年中定式」に記載はないが、四月・五月両月に預地村々より納入された年貢金を江戸に送ることになっていた。預地役人らを宰料役に任命して運んだものとみられる。ただ、例えば、

江戸為替仕御金請取申候ニ付置手形之事<sup>16)</sup>

合御金三百両 文金上小判也

渡所江戸南新川

内三拾三両 吉田彦次郎上納

右者御預地御年貢金於羽州庄内鶴岡、江戸為替仕替請取申所寛正ニ御座候、則為替手形別紙差上申候、若道中ニ而手形紛失仕候歟、又者上納相滯候儀茂御座候ハ、於御当地被仰付次第急度上納可仕候、為後日為替置手形仍如件

摨州灘住吉吉田喜平治代

安永四年

吉田 松十郎<sup>(17)</sup>

未五月

酒田宿

鶴岡宿

奥井 長兵衛印

御預地

御役所

表書之三百兩於江戸表上納相済候由ニて此置手形七月九日御役所より御返し被下候

というよう、都合の良い際は為替で江戸に送り金子を上納する場合もあつたのである。また、五月には翌月六月に預地村々より納入される年貢金について廻状を出すことになつていた。

六月が年貢金の皆済月となつていた。皆済した村の名主を預地役所に呼んで預地役人が面謁することになつていた。また手当金を与えることになつっていた。そして、「年中定式」に記載がないが、三月に提出されていた人別帳を毎年六月に大寄せすることになつっていた。大寄せとは一村ごとの分を預地全体で家数・人数等を合計したものである。

七月には、前月六月に納入された年貢金を江戸に送ることになる。「村中定式」には記載はないが、江戸などに年貢米を酒田湊より廻米したうえ、年貢金を皆済した預地村々に対し七月頃皆済目録が下げ渡される。

八月には、検見廻村が行われる。当時、徵租法は定免法が中心であつたが、検見取の村もあつたので年々検見廻村が行われた。検見は通常預地代官が中心で行われた。八月には、人別帳の大寄せされていた分を江戸に届けると、江戸出張所では村鑑帳に書入れることになつていた。そのうえで勘定所に提出されるものである。また年貢取米の大積帳も江戸に送られることになつていた。

九月については「年中定式」に特に記載がない。それでも、年貢金の初納が九月下旬に行われる。それに先立ち、九月上旬にはそれにつき預地村々に廻状が出される。

十月には、御取箇帳を江戸に送ることになる。これは預地の一村との年貢取米が一応決定したことから勘定所に提出し吟味を受けるものであつたとみられる。また月末の二十八、九日頃に最上へ小飛脚を仕立てた。これについては、『御預地向手扣』には別に、

一、毎年十月二十七日頃五ヶ所十月十五日より同晦日迄、日々上中下米相場問合之為、小飛脚差遣候事  
とあり、年貢金の石代値段は山形、東根、左沢、新庄、酒田の十月十五日より同晦日までの上米平均値段に基づいて決められたので、それらの米値段を聞合せるために小飛脚が差し立てられたのである。

十一月には、御雑用金勘定がされた。預地役所で要した経費を勘定したものとみられる。また御廻米伺書を幕府勘定所に提出する。これに対して年貢米がどこへどれだけ廻米されるかが指示されることになる。なお、「年中定式」には記載ないが預地村々に年貢割付状が下げ渡される。年貢納入の通知状である。

十二月は、二十五日が御用納であつた。その際に、年貢米廻米の監督のため江戸や大坂、そして酒田というように、明春預地役人の出張すべき場所が告示される。「年中定式」には記されていないが、年貢米は十二月十日まで郷蔵に納入することが義務付けられていた。納入すると共に預地村々より年貢米藏詰証文が提出される。また九月、十一月に納入された年貢金が江戸に送られることになっていた。

大体以上である。通常預地の際には、江戸、特に勘定所に提出する文書の作成。送付や年貢金の値段決定、徵収と江戸為登、年貢米の江戸・大坂廻米というように幕府との関係が中心となる。

## 五、徵租法と年貢高

### (一)

幕府は享保改革における增收策の一環として定免法を一般的に導入し、以後十九世紀中頃まで定免法が幕領の基本的な徵租法になつていく。

庄内・由利幕領のうち、余目領（十五力村）はすでに享保改革以前の正徳三年（一七一三）から永定免法となつていた<sup>〔1〕</sup>。大山領（二十三力村）・丸岡領（三十四力村）は享保八年（一七二三）より全村が定免法になつたとみられる<sup>〔2〕</sup>。そして由利領（十一力村）も同年に定免法になつたようである<sup>〔3〕</sup>。永定免法の余目領の場合はもちろん年季が設けられていかつたが、大山・丸岡・由利の三力領の場合には三年～十年程度の年季が設けられている年季定免法であつたので、年季が終了して定免法を引き継ぎ継続しようとすると際には、改めて年季切替を行ふ必要があつたが（表五を参照）、それには定免増米に応ずることが要求された。ただ、三領とも全村に対し一律に課された定免増米は享保十一年（一七二五）及び同十三年の二度に限られた。

表5 庄内幕領の定免年季

丸岡領落野目村	大山領千安京田村	大山領千安京田村	大山領千安京田村
定免開始年	年季	定免開始年	年季
享 保 8	2年	享 保 8	2年
同 10	3	同 10	3
同 13	5	同 13	5
同 18	5	同 18	5
元 文 3	3	元 文 3	3
寛 保 1	5	寛 保 1	5
延 享 3	5	延 享 3	7
宝 历 1	5	宝 历 3	5
同 6	10	同 8	5
明 和 3	7	同 13	10
安 永 2	10	安 永 2	10
天 明 3	5	天 明 3	5
同 8	5	同 8	5
寛 政 5	5	寛 政 5	5
同 10	5	同 10	5
享 和 3	5	享 和 3	5
文 化 5	5	文 化 5	5
同 10	5	同 10	5
文 政 1	10	文 政 1	10
同 11	10	同 11	10
天 保 9	10	天 保 9	10
同 13	1	同 13	1

注（1）年貢割付状（酒田市落野目文書、鶴岡市千安京田文書）より作成。

（2）天保9年は途中4力年で打切りとなつたものである。

大山・丸岡両領の場合、享保十年の定免年季切替に際し村高の一分（一パーセント）増免、同十三年の年季切替に際し同三分増免、合せて四分の増免が行われた。また由利領では享保十年の年季切替に際し村高の二分五厘の増免、享保十三年の年季切替に際しても同じく二分五厘の増免、合せて五分の増免が行われた。

その後も定免の年季切替のたびに増米が要求されて、実際には三回に一度程度の割合で増米が行われたが、先の二度の増米に比べて小量の増米にすぎなかつた（表六を参照）。

天明三年卯年（一七八三）の定免切替は大山・丸岡両領の三十四力村で行われたが、

右之通当卯より未年迄五ヶ年定免

惣郡中之内切替村數三拾四ヶ村

此所二米八斗弐升增米<sup>(20)</sup>

というように、三十四力村で合せて八斗二升の定免増米が行われたのであり、平均して一村二升四合余の定免増米だつた。この時、丸岡領余目七力村組村々の定免増米も二升七合九勺八合七勺であつた。<sup>(21)</sup> 寛政五年（一七九三）及び同年の定免の年季切替と増米のこととみられるが、

十ヶ年ト願候へ共、五ヶ年二被仰出候、増米も惣高之上壹斗余也、午春ハ起返り在之ニ付六斗九升余の増也<sup>(22)</sup> とあり、幕府勘定所の方針があつてか、この頃には年季切替に際し村々で十力年季の定免を願出ても、五力年季の定免というように、あまり長い年季の定免を許さなかつたとする。また寛政十年の場合、川欠地の起帰りの分もあり定免増

表6 丸岡領深川村の定免増米

年代	本田	新田	増米計	租率%
享保8年(取米)	石 39.2100	石 0.7190	石 39.9290	33.98
享保10	1.1730	0.0250	1.1980	1.02
同 13	3.9160	0.0820	3.9980	3.40
寛延4	0.4640	0.0150	0.4790	0.41
宝暦6	0.1960	0.0060	0.2020	0.17
明和3	0.0520	0.0020	0.0540	0.05
安永2	0.0374	0.0013	0.0387	0.03
天明3	0.0094	0.0002	0.0096	0.01
寛政1	0.0023		0.0023	
同 5	0.0062		0.0062	0.01
増米計	5.8563	0.1315	5.9878	5.10
取米計	45.0663	0.8505	45.9168	39.07

注（1）天明2年「定免ニ付享保十巳年より定免増米改覚帳」（余目町深川文書）より作成。

米の計が六斗九升であつたとする。

天明三年（一七八三）から文化十年（一八一三）までの七回の年季切替ではすべて五力年定免となつていた（表五を参照）。因に、文化五年の年季切替では田川・由利両郡の村々が、初め田川郡のうち起返り地のある二力村で四斗二升四合八勺の増米に応ずることを条件に十力年定免を願出たが五ヶ年定免を命じられたものである。<sup>(24)</sup> ただ、勘定所との間の交渉が長引いたためか、ようやく文化六年正月に至つて、  
一、二十四日、大山へ行、佐藤善右衛門殿より辰年（文化五）より申年迄五ヶ年前定免ニ被仰付趣承之、定金納村ハ少  
切上之由<sup>(25)</sup>

と、五力年定免が命じられたことを大山領角田二口村の佐藤市右衛門（東藏家）が大山村の惣代名主佐藤善右衛門より聞いたこととして日記に記している。定免増米をめぐつて折衝が長引いたものか。定金納の村々で若干の増米が行われたとする。また文化十年の場合、田川・由利両郡五十力村の定免切替となつたが、増米する余力がないとして、増米なしでの十力年定免を願出していた。<sup>(26)</sup> しかし、五力年定免を命じられたらし、例えば角田二口村では本田・新田とも若干の増米が行われている。

丸岡領深川村の場合、享保八年（一七二三）より天保十三年（一八四二）まで一二〇年間定免法を継続したが、表六のようすにその間九回の定免増米が行われて、増米の合計は五石九斗余であり、その結果租率が五・一パーセント引き上げられた。<sup>(27)</sup> 庄内幕領では、他の村々も大体五パーセント程度の引上げであつたとみられる。<sup>(28)</sup>

ところで、庄内藩預地となる以前、宝暦年間の幕府代官天野市十郎支配の時に、定免の年季切替の時に増米が厳しく要求された。そのため、宝暦元年（一七五二）に年季切替となつた丸岡領村々のうち、どうしても増米に応じられなかつたことから検見取に移ることを命じられた村が数力村が出てきた。<sup>(29)</sup> それ以後、丸岡領を中心に次第に検見取の村が増加していく。

明和六年（一七六九）四月に、幕府代官会田伊右衛門の支配から庄内藩の預地支配に移る際に、会田代官の方から引渡された引継文書<sup>(30)</sup>の中に、定免の切替年と定免年季についての次のような記事があり、これによつて庄内藩預地開始時に村々が行つてゐる徵租法の実際が大体知られる。

一、是ハ田川郡村々之内拾五ヶ村ハ前々定免、式拾四ヶ村者宝暦十三末より辰迄拾ヶ年定免、右村々之内卯高入新田並本田壱ヶ村共二年季明ニ付当丑より戌迄拾ヶ年定免窺<sup>(31)</sup>差出置申候、右之内壱ヶ村卯高入新田検見取相成申候、拾八ヶ村ハ明和三戌より辰迄七ヶ年定免、三ヶ村ハ明和五より辰迄五ヶ年定免、拾九ヶ村ハ但子高入新田共ニ検見取、飽海郡三ヶ村ハ皆畠方検見取、由利郡拾壱ヶ村本田・古新田ハ宝暦十三末より辰迄拾ヶ年定免卯高入新田ハ年季明ニ付、当丑より戌迄拾ヶ年定免伺差出申候、右村々請証文引渡申候

延享四年（一七四七）高入の卯高入新田など新田の分の定免年季についても記されており、そのためやや繁雑になつてゐるが、本田分の徵租法と定免年季については表七のように整理することができると思われる。庄内・由利幕領の村々も定免法と検見取に大別されるうえ、定免切替や年季も一樣ではなかつたことが知られる。

右のうち、前々より定免という十五力村は正徳三年（一七一三）より永定免法となつた余目領のことである。宝暦十三年（一七六三）より十力年定免の二十四力村とはほとんどが大山領の村々とみられる。由利領十一力村も同様に宝暦十三年より十力年定免であつた。明和三年（一七六六）より七力年定免の十八力村は丸岡領を中心とした村々であるが、大山領の三力村も含まれていた。<sup>(32)</sup> そのほか、明和五年より五力年定免が三力村、明和六年より十力年定免が一力村あつたが、これらも丸岡領の村とみられる。

丸岡領のうち飽海郡三力村は皆畠の村であり、初め定免法であつたが、その後一応検見取という扱いになつたことが知られる。しかし、享保十八年（一七三三）に麦検見が廃止されてゐるので、検見取とはいつても実際に検見は行われず、年貢も一定であつたことから、事實上永定免法であつたとみることができる。

右のような村数を考慮すると、明和六年（一七六九）當時に本田が検見取であつた村は丸岡領ばかり八力村程度にすぎなかつたと推測される。

表七のうち、大山領を中心とした二十四力村と丸岡領を中心とする十八力村とは次の定免年季の切替年がどちらも安永二年（一七七三）であり、その際に揃つて十力年定免が許されているので、これらの村々の多くは、以後切替年も年季も一致するようになる（表五を参照）。

先の「御演説書」には、また別に、

一、田川郡之内中野村・南野新田・興屋村<sup>（南脱力）</sup>・境興屋村・市野山村・大口村・東堀越村・南野村・堀場村・鷺畠村・平足村・幕之内村之儀別而困窮村二付、何分相続候様ニ可添心之旨先御支配より申送ニ御座候、右之内鷺畠村・平足村・其外上中野目村近年別而困窮差募、御年貢も繰越上納ニ罷成、相続仕兼退転離散も可仕体ニ付、郡中助合等を以取統罷在候、尤是迄隨分相続仕候様ニ取計申候

と、庄内幕領のうち困窮の村十二力村の名前をあげて庄内藩預地役所の方に申送りしているが、かなりまで困窮が著しい村が相当あつたのである。

右の十二力村のうち、中野、南野新田、興屋（南脱力）、境興野、南野の五力村は余目領である。早くから永定免法となつていていた余目領では原則として破免が許されなかつたのであり、そのため困窮の著しい村もみられたのである。<sup>(3)</sup>

残りの七力村は丸岡領の村である。そのうち大口村、東堀越村、幕之内村の少なくとも三力村は、定免年季切替の際の定免増米に応じられず、すでに宝暦元年（一七五一）より検見取の村になつていた。また鷺畠・平足・上中

表7 定免法と検見取の村数（明和6年）

村 数	定免切替と定免年季等	備 考
15力村	前々定免	余目領
11力村	宝暦13年より10力年定免	由利領
24力村	同上	大山領が中心
18力村	明和3年より7力年定免	丸岡領15力村、大山領3力村
3力村	明和5年より5力年定免	丸岡領（力）
1力村	明和6年より10力年定免	伺い中、丸岡領（力）
3力村	検見取	皆畠、丸岡領（飽海郡）
8力村（力）	検見取	丸岡領

（注）「品々紀聞」（鶴岡市郷土資料館上野家文書）より作成。

野目の三力村は近年に至り困窮が著しくなり、年貢も差し繰りをもつてようやく上納している状態であつて、全村離散の危機も心配されるとする。心配が少し当たり、翌七年には、

当皆済金納、鷺畠村・上中野目村・平足村上納及未進候ニ付、為百姓惣代名主・組頭・長百姓共手錠代屋預ケ申付候〔4〕と、三力村とも年貢を未進して百姓の代表として名主以下の方三役の者が手鎖のうえ庄内藩の代屋預けにされたとする。

この三力村も間もなく検見取に移つたと推測される。

右のようにして、困窮の著しい村がしだいに検見取に移り、天明（一七八一—八九）頃までには丸岡領のうち十二力村が検見取となつたのである。

大山領でも天明年間に三力村が検見取となつたとみられる。すなわち、天明八年（一七八八）の定免切替に際して、一、御預地村々定免年季切かへニ付奉願上候所、卯高入村角田二口村・柄屋村・大山村・湯野浜村・幕野内村・東堀越村何村か当申表ヶ年御検見取、並ハリマ村・野興屋村・下川村検見取ニ而当年も検見取、外村々ハ前定免ニ被仰付候〔5〕と、預地役所の基本の方針が示されている。前半では卯（延享四年）高入新田がある村のうち大山村など何力村かの分を一力年検見取とすることとし、後半では本田の分については大山領の播磨京田・野興屋・下川の三力村はすでに検見取になつてるので、当年も検見取とするとし、その外に定免切替を願い出た村は新たな増米なしに年季切替を許可されるとする。

つまり、大山領の右三力村は天明八年以前にすでに検見取に移つていたわけである。そのうち播磨京田村の場合、安永八年（一七七九）頃まで定免法を継続していたことが確認できるのであり、しかも同年の願書で、破免を歎願しつつ、  
…土地劳れ御免相ニ相当候作合出来兼候義ニ御座候得者、地勢出迄引続検見取ニ被成下…

と、検見取に移してくれることをも合せて歎願していた。そうすると、安永八年と天明八年の間ににおける定免年季切替の年である天明三年（一七八三）に播磨京田村が検見取になつたとみられる。おそらく野興屋・下川両村も同様であつ

たであろう。

庄内藩の預地支配となつても、定免法から検見取に移るのは困窮の著しい村だつたことから、検見取となつた村の年貢はかなり減じられることになつたようである。播磨京田村では、その減免の分を「御上より被下置候野引米」と把握していたのである。因に、定免法の時の明和八年（一七七二）の年貢取米が七三三石四升余であつたのに対し<sup>(38)</sup>、検見取の時の寛政十二年（一八〇〇）が六六七石四升余であり<sup>(39)</sup>、差引くと六六石ほど減免となつていたことが知られる。

当時、検見取になると年貢が減じることが通例であつたためか、困窮村ながら寛政十年頃まで定免法を維持してきていた大山領尾花村（現三川町）は、隣村庄内藩領成田新田村との間に、大山川に接して設置されていた横土手の存廃をめぐる争論があつて、その時の願書に<sup>(40)</sup>、

…是又定免奉御請罷在候得共、倍水損仕候事ニ相成候而ハ乍恐御検見取り奉願候より外無之、何共恐入奉存候…

と記して、横土手がそのまま存続し、そのため水損が長く続くことになれば、検見取に移つて減免を歎願せざるをえないとしているわけである。

それでも、その後は右の尾花村も含めて、本田分の徵租法に変更は見られなかつたのである。結局、天明三年（一七八三）以降の本田分の検見取は大山領三力村、丸岡領十二力村、合せて十五力村に固定したのである（表八を参照）。参考までに、右の検見取村が文政元年（一八一八）に渝つて定免法へ復帰したい旨を歎願したが許可されなかつたのである。<sup>(41)</sup>

なお、延享四年（一七四七）高入の卯高入新田の場合も、一部の村で検見取が行われたとはいゝ、例えば角田二口村では宝暦二年（一七五二）より定免法になつたよう<sup>(42)</sup>に、多くの村では本田分と同様に定免法が施行されていたようである。

表8 検見取の村(天明年間以降)

下川	市野山
播磨京田	大口
野興屋	鶯畑
丸岡	上中野目
備前	平足
荒屋敷	東堀越
塩田	丸沼
幕野内	

注（1）『郷政録』による。

（2）下川、播磨京田、野興屋他は丸岡領である。

広く定免法が実施されていたが、不作や凶作の年も当然あつたわけである。そのため、定免法のもとで破免条項が設けられていた。一定以上の損毛のあつた不作・凶作にはその年だけ検見取にして作柄に応じた年貢を課するという条項である。幕府の初めの規定では、一国一郡にも及ぶほどの大凶作であれば破免とするという大変厳しい規定であつたが、その後段々と規定を緩和して、享保十九年（一七三四）には三分（三割）以上の損毛の時は破免検見取とすることになった。<sup>(13)</sup> 以後、この規定が幕末まで継続されたのである。

庄内藩預地の時の規定では、

一、作方三分已<sup>(14)</sup>上之痛ハ破免ニ相成候事<sup>(15)</sup>

とあり、幕府の享保十九年の規定がそのまま適用されていたとみることができよう。しかし、寛政三年（一七九一）八月のこととして、

一、作方三分一以上之痛ハ破免ニ相成候事<sup>(16)</sup>

とあり、この場合は三分一以上の損毛により破免とされたとする。しかも、

三分一以上、百石之所ニ而三十三石三三三ニハ破免ニ不成、三十三石之四トナレハ破免ニ成ル也<sup>(16)</sup>

と特に付記して、厳密に三分一以上の損毛の場合に破免となることが強調されている。このことから、実際には三分以上の損毛ではなく、三分一以上の損毛で破免となつたことが推測される。その分、村方にとつては厳しい基準といふことになる。あるいは、建前としては三分以上の損毛としつつ、預地役所の内規として三分一以上の損毛としていたことも考えられる。

厳しい規定を適用すれば、その分村方の不満を生じさせることになる。例えば、安永六年（一七七七）四月のこととして、

### 一、強而破免申出、江戸登之儀申渡候事<sup>(1)</sup>

と記されており、村方がどうしても納得せず、あくまで破免を要求したことから、ついには江戸登りを命じたとする。預地役所より添状を与えて幕府勘定所に直接歎願させたものとみられる。

もともと庄内藩預地役所では、村方の破免要求に対し、なるべく破免にしないで定免どうりの年貢を受け入れさせようとする方針をとつていたのである。先の寛政三年（一七九一）八月の破免規定についての但し書に、

但、破免之儀申出候ハゝ御役人指出、検分之上相成丈申含、不済上ニハ江戸伺ニ相成候  
とあり、預地村々から破免の願いがされると、預地役所ではすぐに役人を派遣し、作柄を調査するが、本来破免となる規定以上の損毛であつても、なるべく村方を申含めて破免を行わないようにしているというのである。内規であろうか、三分一以上の損毛で破免とする規定も、基準を引上げてなるべく破免を行わいために設けられていたはずである。それでも村方が納得しない場合は幕府勘定所に伺い出るとする。先のように江戸登りを命じるのは余程の事情があつたものかと考えられる。

凶作の年には、村々は挙つて破免願いをすることになる。例えば、安永二年（一七七三）八月の願書では<sup>(2)</sup>、まず天候不順と虫害の様子を記したうえで、

渡候ニ付、少々も立直り可申哉と見合罷有候：  
其度々御注進奉申上候処、御定免之村々ニ御座候得者、可也ニも立直り申候ハゝ決而願ケ間敷儀申上間敷之旨被仰

と、村々は被害の状況を預地役所に届出たところ、定免村であるから願いがましいことはできないと申渡されたので、破免の願いを見合せていたところ、虫付の被害が進み、枯稻が多くなったので、

：内見仕候処、一向取実無之不存寄大凶作ニ罷成候ニ付鎌入相止、破免御願奉申上候処、早速御見分被成下候通相違無御座候、然ル所破免相願候ニ付而ハ最早時節後れニ相成難被仰立段被仰渡候…

と記して、村々では村役人が内検見し収穫状況を調べたところ、予想以上に悪い作柄であることから、刈入れを中止し、破免のことを見地役所に願つたのであり、直ぐに見地役人の検分があつたものの、破免の出願を行うには時期遅れであると言渡された。そこで、やむをえず定免通りの年貢を受入れることになったのである。その代わりとして、

：五拾ヶ年来覚無之大凶作、虫付惡米之義ニ御座候得ハ、如何様ニ撰立申候共、御廻米ニ可仕米<sup>征</sup>一切無御座候間、羽州五ヶ所下米平均直段之内五分御引下、惡米安直段を以皆石代金納被仰付被下置候様奉願上…

と、大凶作のため生米は虫付の惡米であり、江戸などへの廻米に向けるような米質ではないので、廻米は免除してもらい、代わりに羽州五ヶ所下米平均直段を五分引下げにした惡米安直段によって皆金納にしてほしいと歎願したのである。しかし、見地役所からは皆金納はもちろん、右のような惡米安直段も許可できないと回答された。そこで、改めて村々は、

：当御取箇之内定金納並松前渡米之外不残羽州五ヶ所下米平均直段を以皆石代金納ニ被仰付被下置度幾重ニも奉願上候…

と、定金納と松前渡米の分を除き、残りを羽州五ヶ所下米平均直段で「皆金納」させてほしいと歎願したのである。

右の安永二年の事例のように、村々の破免願いは多くの場合、損毛が規定以下であるとか、出願するには時期遅れであるとかを理由にして見地役所より却下されたのである。それに対し、やむをえず定免どおりの年貢を受入れた村々は、代わりに廻米に向けるような米質ではないとして、「定金納並松前渡米」の分を除き、残りを安石代直段による「皆金納」を歎願するのを通例としたのである。最終的には、幕府勘定所の判断で、歎願が聞届けられる場合もあれば拒否される場合もあつたことは言つまでもない。

ついでながら、破免が許された事例を若干紹介してみよう。由利領のうちには日本海に臨む村もあつたことから風砂などの被害を受けることもしばしばであつたようで、寛政十一年（一七九九）八月の場合、<sup>(49)</sup>

### 一、由利郡三ヶ村破免之次第

五分七厘四毛 小滝、長岡、大飯郷村々

メ八百石余

但、寛政三年亥八月由利郡四ヶ村破免七分五厘余

とあり、同年の小滝・長岡・大飯郷の三力村が破免となつたが、損毛の割合は五分七厘四毛と、規定を十分に越えていた。なお、但し書では寛政三年も風難により四力村の損毛は七分五厘余となり、やはり破免となつた。いずれも損毛率が五割を超える大凶作だつたわけである。文化元年（一八〇四）六月に由利郡を中心に出羽国に大地震が起つたので、由利領村々は同年に破免となり検見取とされたとみられる。<sup>(50)</sup>

大山領播磨京田村は前述のように天明三年（一七八三）に定免法から検見取に移つたとみられる村であるが、それ以前明和（一七六四—七二）頃から困窮化が進み、安永三年（一七七四）三月、四月には年貢金未納事件を起しているが、しかも同年は悪作で「皆損毛」であつたことから破免となつた。<sup>(51)</sup> 同四年も定免を引請るような作柄でないと破免願いをしているが、許可されなかつたようである。<sup>(52)</sup> 同五年にも破免願いをし許可となつた。<sup>(53)</sup> 同六年は不作ながら村方でも規定以下の損毛と判断したようで、破免願いはせず、代わりに安石代納等を歓願したのである。<sup>(54)</sup> そして安永七、八両年は破免になつたのである。<sup>(55)</sup>

右のように少なくとも安永年間には、毎年のように破免願いがされ、二年に一回程度許可されているのである。そんな実情があつたことから、前述のように安永八年に検見取に移ることを歓願して数年後に実現されたのである。

(二)

當時、庄内・由利幕領の基本的な徵租法は定免法であつたが、村々に広く存在した延享四年（一七四七）の卯高入新田は初め検見取であつたし、また宝曆元年（一七五一）より本田の検見取の村も出現したことから、破免による検見取ばかりでなく、年々定期的に預地役人による検見廻村が行われた。

前出の「年中定式」にも年々八月に行われる仕事の一つとして「検見出郷」とあるので、大体八月に行われることになつてゐたが、また当時出羽幕領では検見は「彼岸明七日過」に始めることが慣例となつていて、年によつては検見が九月に行われることもあつた。例えば、天明三年（一七八三）の検見は九月八日（新曆十月三日）から行われた。この年は大凶作であり破免願いが多かつたので、その処理に追われ、定例の検見の方は少し実施日が遅れたようである。ともかく、二日前の九月六日に次のような検見先触が廻達された。滞りなく人足・馬の提供を命じたのである。

覚<sup>68</sup>

- 一、駕籠夫挺
- 一、荷物夫挺
- 一、歩行夫挺人
- 一、乗掛式馬

右者御預地当作毛為検見、當八日鶴岡出立致出郷候間、書面之通人馬無滞可差出候、尤於検見場所に差間無之様可致用意候 以上

卯 九月六日

長坂六右衛門印

大山村 八日御泊り下川村（二十二力村省略） 十四日御泊り丸岡村

右村々

名主

追而申達候、前々申渡候通賄之義其所有合之品を以一汁一菜二賄可致無酒候、心得違無之様猶又申達候 以上  
この先触は預地元々役の長坂六右衛門の名前で触れられた。当時預地代官がいなかつたので、六右衛門が代官役を兼務して、この時も検見の責任者として廻村したものとみられる。<sup>(69)</sup> 通常においては、検見は主として預地代官が担当したのであり、例えば、文化八年（一八一二）八月の検見の場合、

一、十日御検見御代官播磨村御止宿、此間連日雨降続：

とあり、預地代官が検見を行つていたことが知られる。通常は預地代官一名に納方などの下級役人一二、三名が付従う形で行われたとみられる。

さて、天明三年の検見先触はあて先として大山村以下二十五力村の名前があり、村ごとの検見の予定日や泊り村が示されている。検見は九月八日よりおそらく十五日までの八日間で実施する予定であつたとみられる。平均して一日に三力村程度の検見を行うものである。丸岡領下余目七力村組では杉浦、局、木川、落野目の四力村で十日・十一日頃おそらく卯高入新田などの検見が行われたが、そのため同組七力村から人足十三人と馬二疋が提供された。<sup>(70)</sup>

天明飢饉の中でももつとも大凶作だった天明三年には検見取の村はかなりの減免となつたとみられる。

検見が行われる村では、検見役人たちの廻村に先立ち名主など村役人によつて内検見が行われて、それにより内見合付帳が作成され、検見役の方に提出され、検見の参考にされることになつていた。宝曆頃の幕府代官天野市十郎の大山役所が検見の内見合付帳について次のように記していた。

検見取村々内見合付之義、坪刈の刈出ハ二、三合位も可有之事ニ候、然に：前々の仕僻<sup>(71)</sup>二抱り候事故、五勺或ハ壹合

坪と内見合付書出、不坪之由及聞候<sup>(1)</sup>：

すなわち、内検見に際して坪刈すると、かなりの不作でも二合毛、三合毛ぐらいはあるはずなのに、提出される内見合付帳には五勺毛、一合毛などとばかり書出しているのは前々からの慣例によるものとはいえ不坪であると述べている。前述のように安永二年（一七七三）は虫害からかなりの凶作で庄内幕領の定免村は揃つて破免願いをしたほどであるが、その際大山領角田二口村の内見合付帳<sup>(2)</sup>では、四合毛、三合毛、二合毛、一合毛、皆無の五段階に分けて書上げられている。因に、四合毛は一反歩から糲一石二斗、以下三合毛が糲九斗というように三斗下がりであつた。幕府代官支配の時よりも庄内藩預地役人の時の方が、眼が行届きやすく、その分内見合付帳もあまり実際から懸け離れた数値の記載はできなかつたものかとみられる。

検見役人による検見廻村が無事終了すると、

検見より罷帰候上、大概一紙出ス<sup>(3)</sup>

というように、当番家老あてに検見大概一紙が提出されることになつていた。検見による損毛の程度や年貢の概数を報告したものであろう。庄内藩からの報告を受けて、村々の年貢を決定するのは幕府勘定所である。

なお、検見取の場合でも早稻の分については、

検見取村々より早稻方鎌入願出候へハ申付、跡ニ而首役へ申候事<sup>(4)</sup>

というように、村方より預地役所に早稻の分の鎌入れ・刈取りを願出ると直ぐに許可を与え、後に首役へ報告することになつていた。許可を与えるのは預地元々か代官であろう。すなわち早稻は検見役人の廻村を待つていては収穫時期を逸することになるからである。

表九は庄内・由利幕領全体の年貢高を示したものである。欠けている年もあるが一応の傾向をみることは可能である。表によれば、幕府代官支配の時の宝暦二年（一七五三）の一萬一七九七石余が最高となつてゐる。その後遞減傾向にあつた。幕領全体でも一七五〇年頃の年貢高が最大だつたのである。<sup>(65)</sup> これは享保改革で定免法の採用などによつて増収をはかつたが、一七五〇年頃に頭打ちとなつたことによる。庄内幕領でも定免法のもとでしだいに村々の困窮化が進み、宝暦五年の大凶作（宝五の飢饉）などを契機にかえつて年貢を大きく減ずる村も出てきたりして、全体的にも年貢高がしだいに低下しつつあつたことが考えられる。

ところで、庄内藩預地が始まつた直後である明和七年（一七七〇）のものとみられる年貢高、免は次のようであつた。<sup>(66)</sup>

高合式万九千七拾五石武斗五升九合九勺壹才

出羽国田川郡・飽海郡・由利郡

内（引高など一省略）

残高式万八千式百八拾四石壹合六勺八才

此取米壹万六百七石三斗三升九合式勺

高（免）三ツ九分九厘式毛

毛付（免）四ツ壹分四厘

表9 庄内・由利幕領の年貢高

年代	取米	年代	取米
	石		石
延享 1	11,625.3837	寛政 11	11,228.1720
宝暦 2	11,797.8739	12	11,415.3352
明和 1	11,606.5709	享和 1	11,427.8948
2	11,459.2019	2	11,425.3731
3	11,521.7139	3	11,425.8115
4	11,029.7729	文化 1	10,873.2326
5	11,529.4949	2	11,387.3958
安永 1	11,534.4219	3	11,375.7448
2	11,444.3036	4	11,358.1901
3	11,278.4955	5	11,372.8771
4	11,400.5733	6	11,390.2707
5	11,527.8134	7	11,416.7217
寛政 6	11,431.1562	8	11,405.5083
7	11,372.2906	9	11,408.5051
8	11,423.2816	10	11,386.1449
9	11,424.8861	11	11,103.8576
10	11,408.7013		

注（1）文化12年「出羽国田河・飽海・由利郡村々取米差引並定石代直段書付」（致道博物館酒井家文書）より作成。

（2）天明元年余目領で高160余石が私領渡しのため減じている。

つまり、この年を含めて明和年間には年々変動を示しつつ、ほぼ一万一六〇〇石台の年貢高を維持していたことが確認される。高免は預地高に対する租率であるが、毛付免は引高などを除いた実際の高に対する租率である。高免では四ツ（四〇パーセント）を割り込んでいるが、毛付免では四ツ一分四厘となっていた。

その後については、安永年間（一七七二—一八二）には一万一、五〇〇石台をほぼ維持していた。次の天明年間（一七八一—一八九）は不明であるが、天明飢饉の時期であり、年貢高はかなり落ち込んだことが考えられる。寛政・享和年間（一七八九—一八〇四）には一万一、四〇〇石台になつてゐるが、これは天明元年に高一六〇石余が支藩松山藩に私領渡しとなつたことも与つていよう。そして、文化年間（一八〇四—一八）には大地震のあつた文化元年を除き、大体一万一、三〇〇石台となつており、長期的には庄内藩預地の時にも遞減傾向が窺えよう。因に、安永六年（一七七七）十月に預地役所が村々に延享元年（一七四四）、宝暦三年（一七五三）、同六年の三力年分の年貢割付状の提出を命じたが、幕府勘定所の指示を受けてのことであろう。年貢の遞減傾向を食い止めるだけでなく、もつとも年貢量の多かつた時期に回復させたいという意向の表われたものと考えられる。

参考までに、文化元年（一八〇四）頃のものと推測されるが、預地全体の平均免について、

#### 一、御預地中惣平均免四ツ壹分位<sup>68)</sup>

とあり、これは高免ではなく毛付免のこととみられるが、平均免四ツ一分（四一パーセント）程度を維持しているのであり、明和七年（一七七八）の四ツ一分四厘とほぼ同水準である。その点からいえば、年貢の絶対量は遞減傾向を示していたとはいえ、租率は概して停滞的であつたとみられる。川欠などの永引地が多く生じたのに、その復興が進まず、結果として引高が多かつたといえそうである。

以上から、通常預地であったことであり、年貢の決定権は幕府勘定所にあつたので、庄内藩預地は破免はできるだけ避けようとしたつても、定免増米は形だけのものにすぎず、増租に向けて積極的な動きをしたようには見受けられないものである。

- (1) 『松山町史』上巻五〇六頁、『余目町史年表』一一九頁
- (2) 『松山町史』上巻五一二頁
- (3) 『余目町史』上巻五六三頁
- (4)、(5) 「叢林野乘」(鶴岡市郷土資料館)
- (6) 『新編庄内人名辞典』三三二一頁
- (7)、(8) 「叢林野乘」
- (9) 服藤弘司「大名預所の研究」一四三頁
- (10)、(11) 「叢林野乘」
- (12) 「列續志」(鶴岡市郷土資料館)、なお幕府は文化六年より原則として無年限の預地とした(『大名預所の研究』一四四頁)
- (13) 「御預地御扱之儀御願書写」(致道博物館酒井家文書)、なお以前拙稿「文化十二年庄内藩の預地私領同様取扱いをめぐって」(『山形県地域史研究』第十六号)では、この文書を文化十二年三月のものとみなした。
- (14) 拙稿「庄内藩の私領同様預地に関する文書」(『地方史研究』第二〇七号)
- (15) 安永七年八月より「御用留帳」(酒田市局・池田家文書)
- (16) 奥井家文書(鶴岡市郷土資料館)
- (17) 拙稿「余目領の『永定免皆定金納』制」(拙著『近世幕領年貢制度の研究』第三章)
- (18) 拙稿「近世中・後期大山・丸岡両領の徵租法と年貢取米」(『近世幕領年貢制度の研究』第一章)
- (19) 拙稿「由利御領関村の定免法とその展開」(本荘市文化財保護協会『鶴舞』第七十号)
- (20)、(21) 天明三年八月より「御用留帳」(局・池田家文書)
- (22) 「類例記」一(鶴岡市郷土資料館伊藤家文書)
- (23) 田中政徳「郷政録」(鶴岡市郷土資料館)
- (24) 文化五年七月より「日紀事」(二口文書)、『三川町史資料集』第十集七頁

- (25) 「郷政録」
- (26) 年貢割付状（鶴岡市郷土資料館二口文書）
- (27) 天明二年「定免二付享保十一年より定免増米改覚帳」（余日町深川文書）
- (28) (29) 拙稿「近世中・後期大山・丸岡両領の徵租法と年貢取米」と庄内幕領の諸制度」（羽黒高校研究紀要『羽黒教育』第八号）に全文収録している。
- (30) 「(仮題) 御演説書」(『品々紀聞』鶴岡市郷土資料館上野家文書)、なお拙稿「明和六年柴橋代官会田伊右衛門の『演説書』
- (31) 新興屋村など京田組三力村である。他は丸岡領に属する増川組五力村、千川原組三力村、下余目組七力村であつた（明和三年九月より「御用留帳」、局・池田家文書）
- (32) 安藤博『徳川幕府県治要略』二二五頁
- (33) 中野、南野新田、南興屋の三力村は幕末に共同で村方の建直し（地盤立）に取組んだ（拙稿「羽州庄内における幕末の農村復興策」、拙著『庄内近世史の研究』第一巻）
- (34) 明和八年「差上申御請書之事」（余日町中堀野文書）
- (35) 天明七年八月より「御用留」（二口文書）
- (36) 安永二年十月より「御用願書一件扣帳」（二口文書）
- (37) 「天保後ノ寅村方ト図書野引有無問答記」（鶴岡市郷土資料館播磨・斎藤家文書）
- (38) 「出羽国公領田圃録」（鶴岡市大広・八幡家文書）、なお、拙稿「出羽国公領田圃録」（明和八年度）にみる庄内幕領村々（『羽黒教育』第九号）に全文収録している。
- (39) 元治元年八月「御用留覚書大略」（播磨・斎藤家文書）、なお、享和年間の年貢取米も同程度であつた。
- (40) 三川町神花・本間家文書
- (41) 「郷政録」
- (42) 年貢割付状（二口文書）
- (43) 大石慎三郎『享保改革の経済政策（増補版）』三四四頁
- (44) 「御預地向手扣」（余日町史元専門委員・故高橋正雄氏所有文書）
- (45) 「類例記」一、「御預地向手扣」
- (46) 「類例記」一

- (47) 「御預地向手扣」
- (48) 安永二年八月より「御用留帳」(局・池田家文書)、『三川町史資料集』第五集一三〇・一三一頁
- (49) 「類例記」一、寛政三年八月より「御用記」(局・池田家文書)
- (50) 小砂川村は『象潟町史・資料編』I、関村は拙稿「由利御領閔村の定免法とその展開」による。
- (51) 「御預地向手扣」、『大山町史』一九〇頁、及び拙稿「近世後期大山領播磨京田村の年貢未納と名主立替えをめぐつて」(『山形史学研究』第三十二号)
- (52) 安永六年九月「播磨京田村不作二付願書」(安永二年十月より「御用願書一件扣帳」、二口文書)、『三川町史資料集』第五集一六二頁
- (53) 「播磨京田村当一年破免願」(安永二年十月より「御用願書一件扣帳」)、『三川町史資料集』一五八・一五九頁
- (54) 安永六年九月「播磨京田村不作二付願書」
- (55) 安永九年十一月「播磨京田村一件取方書物」(播磨・斎藤家文書)
- (56) 小田切新五郎『江戸御引渡御演説書』(鶴岡市郷土資料館大山地区史料)、拙稿「柴橋代官小田切新五郎の『江戸御引渡御演説書』」(『西山村地域史の研究』第十五号)
- (57) 天明三年八月より「御用留帳」(局・池田家文書)
- (58) 「文化八年辛未記」(二口文書)、『三川町史資料集』第十四集一六頁
- (59) 天明三年八月より「御用留帳」(局・池田家文書)
- (60) 「大口村御用留」(羽黒町大口・斎藤家文書)
- (61) 安永二年八月「角田二口村當已田方虫付内見合付小前帳」(二口文書)
- (62) 「類例記」一
- (63) 「日本史總覽」IV四八六頁
- (64) 「出羽国公領田圃録」
- (65) 安永六年八月より「御用留帳」(局・池田家文書)
- (66) 「御預地向手扣」
- (67) (68)